

70歳未満の

平成27年1月1日から 高額療養費制度が改定されます！

70歳未満の方の高額療養費制度において
ご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されます。

○高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

平成26年12月31日までの自己負担限度額

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	みつき 3月以上ご負担 された方(注)
上位所得者〔 <small>年収770万 以上</small> 〕	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%	83,400円
一般所得者	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
住民税非課税の方	35,400円	24,600円

平成27年1月1日からの自己負担限度額

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	みつき 3月以上ご負担 された方(注)
年収約1,160万円～の方	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
年収約770～ 約1,160万円の方	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
年収約370～ 約770万円の方	<small>変更なし</small> 80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
～年収約370万円の方	57,600円	44,400円
住民税非課税の方	<small>変更なし</small> 35,400円	24,600円

(注)高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

※差額ベッド代、食事代、保険外の負担分は対象となりません。

高額療養費制度に関する申請やご質問等については、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：ご案内「70歳未満の方で、高額な医療費をご負担になる皆さまへ」(平成27年1月1日施行)より

取扱者／代理店

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

本社募資'14-KL01-SZ047 新201501